市税の減免措置の見直しについて

大 阪 市

平成24年12月

はじめに

市税の減免措置については、地方税法の規定に基づき、大阪市市税条例及び大阪市市税条例施行規則において減免事由等を定め、実施しています。

市税の減免措置、特に公益上の必要性から講じられる減免措置は形を変えた財政支援であり、直接支出である補助金等と同じ効果を有していますが、これまでその効果について補助金等と合わせて検証されることはありませんでした。また、予算に組み込まれている補助金等に比べ、予算に組み込まれない減免措置は、その透明性が低いとの指摘があります。

このような状況を受け、市政改革プラン・アクションプラン編においては、「隠れた支援や見えにくい支援の排除」として、「市税及び使用料等の減免措置の見直し」を掲げ、「市税の減免措置及び不動産の使用料や貸付料の減免措置を通じた財政的支援について、支援の目的と減免額（支援額）を見える化するとともに、その必要性を再点検し、ゼロベースの見直しを行う」こととしています。

そこで、現在実施している市税の減免措置について、本市の政策上の位置づけを明確にするとともに、今日的な状況の中での財政支援の必要性及び減免措置による支援の必要性を検討し、市税の減免措置の見直し方針をとりまとめました。

今後、この見直し方針に従い、関係規定の整備を行うとともに、継続する減免措置について“見える化”を図るための措置を検討してまいります。

市税の減免措置状況

◎現行の減免措置一覧は別表のとおり

◎平成23年度減免実績

税　　目	納税義務者数（人）	減免額（千円）
固定資産税･都市計画税	76,064	1,051,977
個人市民税	3,179	81,022
法人市民税	1,411	66,378
軽自動車税	3,562	21,809
事業所税	329	365,303
合　　計	84,545	1,586,489

※　平成24年4月1日時点で廃止されている減免については含まない。

※　納税義務者数は、軽自動車税については台数、固定資産税･都市計画税については区別資産別にカウントしている。

市税の減免措置見直しの基本的な考え方

1　市税の減免措置を講じる場合

地方税法上、市税の減免措置を講じることができる場合は、大きく次の3つに分けられます。

A　天災その他特別の事情がある場合
　震災、風水害、火災その他これらに類する災害があり、これらの災害によって納税者がその財産について甚大な損失を被った場合です。

B　貧困により生活のため公私の扶助を受けている場合
　生活保護法の規定による保護等の公的扶助を受けている場合や公的扶助に準じて考えられるような扶助たとえば社会事業団体による扶助を受けている場合をいいます。

C　その他特別の事情がある場合
①　上記A、B以外の事由で客観的にみて担税力を喪失した場合等
②　公益上の必要があると認められる場合
をいいます。

◎ 減免理由別影響額（平成23年度減免実績）

（単位：千円）

税　目	A 災害減免	B 生活保護等	C① 担税力考慮	C② 公益性	合　計
固定資産税・都市計画税	4,508	16,026	81,774	949,669	1,051,977
個人市民税	1,658	18,260	61,104	0	81,022
法人市民税			66,378		66,378
軽自動車税	0			21,809	21,809
事業所税				365,303	365,303
合　計	6,166	34,286	209,256	1,336,781	1,586,489

※「A、B、C①、C②」は3頁の分類に従っている。

２ 見直しの基本的な考え方

市税の減免措置の見直しの基本的な考え方は次のとおりです。

A　天災その他特別の事情がある場合
⇒***継続***

B　貧困により生活のため公私の扶助を受けている場合
⇒***継続***

C　その他特別の事情がある場合

①　上記A、B以外の事由で客観的にみて担税力を喪失している場合等
⇒***原則継続***
なお、継続分についても社会情勢の変化等に応じ基準を見直します。

②　公益上の必要があると認められる場合
⇒***原則廃止***
公益上の必要性を理由とする減免措置は、一般的には団体運営補助的な性格を有することから原則廃止とします。
そのうえで、現在実施している減免措置について、本市の政策上の位置づけを明確にするため、減免措置による財政支援の必要性等について検討を行い、次の観点（６頁「◎ 公益上の必要性を理由とする減免措置を継続することが必要な主な場合」）から現行の減免措置を継続することが必要かどうかについて判断しました。
（その際、市政改革プラン「補助金等の見直し調整方針」(８頁)も参考としました。）
なお、継続する場合であっても、その効果等を検証するために、減免期間を設定することを検討します。

◎ 公益上の必要性を理由とする減免措置を継続することが必要な主な場合

（固定資産税・都市計画税）

○ 本市政策目的の実現に寄与する事業・活動の実施にあたり、施設等（固定資産）の使用が必要な場合で、かつ、当該事業・活動を支援する上で、施設等の固定資産税・都市計画税相当額を軽減することが相当である場合

特定の範囲の者に対して、固定資産税・都市計画税相当額の全部（又は一部）の軽減を一律に実施することが効果的・効率的な場合に限定されます。

（軽自動車税）

○ 軽自動車の使用が福祉の増進に寄与しており、かつ、一律の支援が必要な場合

３ 新たな考え方の減免措置等について

本市において、これまで納税義務者の担税力や事業内容の公益性に着目した減免措置を講じてきましたが、経済活性化のように政策目的について公益性が認められる場合にも、減免措置等を講じることが考えられます。

この場合、政策目的とその効果及び減免期間等を明らかにしたうえで、税の減免措置等を講じることが効果的・効率的であるときに実施することとします。

4　見える化のための措置

公益上の必要があることを理由とする減免措置について、見える化を図るために、次の仕組みを検討します。

① 「減免措置創設の要求」制度の構築

減免措置の創設について、政策目的、その効果及び減免期間等を明示したうえで、予算要求時に合わせて要求する仕組みを検討します。

② 減免期間の設定

実施する減免措置については、その効果と継続の必要性を検証するために、減免期間を設定し、減免措置の期限が到来した場合、上記①の手続きを改めて行い、継続の要否について判断する仕組みを検討します。

③ 予算において減免措置の政策上の位置づけの明示

減免措置を実施する場合、その政策上の位置づけを明確にするため、予算において、「市税の減免措置による財政支援」として減免項目・減免見込み額等を明示する仕組みを検討します。

補助金等の見直し調整方針（抜粋）

○補助金

◇性質別分類ごとの調整方針

●団体運営費補助

・原則廃止　なお、必要に応じて事業費補助への転換

●施設運営費補助

・原則補助率上限1/2の徹底

●施設整備事業補助

・市独自加算の原則廃止など個別精査

●借入額の利子等償還に対する補助

・個別精査

●イベント、大会等事業補助

・PDCAの観点で事業効果検証を徹底するなど個別精査
　効果が認められないものは原則廃止

●その他事業補助

・原則補助率上限1/2の徹底などを個別精査

・インセンティブ補助については、

◆厳格に効果検証を実施し、事業効果の乏しいもの
◆社会情勢の変化等により役割を終えたもの
} は廃止

●個人に対する補助など

・対象者の募集要件や、認定方法について検証するなど個別精査

「市政改革プラン　アクションプラン編」より抜粋